

一般社団法人日本潰瘍学会会員の会費に関する規程

平成28年9月3日 一部改正

平成26年7月1日 制 定

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本潰瘍学会（以下「当法人」という。）定款第5条、第7条の規定に基づき、当法人の会員の会費に関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 当法人の会費に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(会費の額)

第3条 当法人の会費は次の通りとする。

- ・ 正会員 10,000円（年額）
- ・ 評議員 15,000円（年額）
- ・ 賛助会員 50,000円（年額 1口50,000円で1口以上）
- ・ 学生会員 3,000円（年額）

(納入の原則)

第4条 会費は当該会計年度の間年額の金額を納入しなければならない。ただし、留学、その他の理由で年度内に入金できなかった場合は、さかのぼって年会費を納入することができる。

(会費の滞納)

第5条 会費を3年以上滞納したときは、理事会の議を経て、理事長により会員の資格を喪失する。ただし、遡って会費を納入すれば復権できる。

(分割納付)

第6条 会費は、年額を分割して納入することができない。

(本規程の運用上の疑義)

第7条 本規程の運用について疑義が生じた場合は、理事会においてこれを決定する。

(改 廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、総会の承認を要する。

(本規程に記載のない事項)

第9条 本規程に記載のない事項は、別途、理事会が定める他、一般社団及び一般財団法人に関する法律その他の法令及び定款によるものとする。